

2026年5月26日

各位

会社名 株式会社デジタルキューブ
(コード番号 263A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 小賀浩通
問い合わせ先 取締役管理部長 和田拓馬
TEL 050-3355-1751
URL <https://www.digitalcube.jp/>

(訂正)「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2026年5月14日に開示いたしました「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

(訂正前)

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款第13条(基準日)、第37条(事業年度)及び第38条(剰余金の配当等)を変更するとともに、この変更に伴い、第21期事業年度は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として、附則を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。	(基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>12月31日</u> とする。
(事業年度) 第37条 当会社の事業年度は年一期とし、	(事業年度) 第37条 当会社の事業年度は年一期とし、

<p>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当等)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>3 前各項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>附 則 (新設)</p>	<p>毎年1月1日から12月31日までとする。 (剰余金の配当等)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>附 則 (事業年度の変更に伴う経過措置)</p> <p><u>変更後の第37条(事業年度)の規定にかかわらず、当社の第21期事業年度は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月間とする。なお、本附則は、第21期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

(訂正後)

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款第13条(基準日)、第37条(事業年度)及び第38条(剰余金の配当等)を変更するとともに、この変更に伴う経過措置として、第21期事業年度の期間及び同事業年度における中間配当の基準日に係る附則を設けるものがあります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日)	<u>(基準日)</u>

<p>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。 (事業年度)</p> <p>第 37 条 当会社の事業年度は年一期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 (剰余金の配当等)</p> <p>第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>3 前各項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。 (事業年度)</p> <p>第 37 条 当会社の事業年度は年一期とし、毎年 <u>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</u>とする。 (剰余金の配当等)</p> <p>第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>附 則 (新設)</p>	<p>附 則 (事業年度の変更に伴う経過措置)</p> <p><u>変更後の第 37 条(事業年度)の規定にかかわらず、当会社の第 21 期事業年度は、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの 9 か月間とする。なお、本附則は、第 21 期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>(中間配当の基準日に関する経過措置)</u> <u>変更後の第 38 条第 2 項の規定にかかわらず、当会社の第 21 期事業年度における中間配当の基準日は、2026 年 9 月 30 日とする。なお、本附則は、第 21 期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

以上